

資料編

計画策定の経過

年 月 日	会議・内容等
令和6年2月15日 ～2月29日	○こどもの生活アンケートの実施 ・市内小学5年生の保護者 1,089 名（回収率 83.7%） ・市内小学5年生児童 1,089 名（回収率 88.0%） ・市内中学2年生の保護者 1,107 名（回収率 72.4%） ・市内中学2年生生徒 1,107 名（回収率 72.4%）
令和6年2月28日 ～3月22日	○子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施 ・就学前児童（0～5歳）の保護者 2,000 名（回収率 50.9%） ・小学生（1～6年生）の保護者 2,000 名（回収率 49.1%）
令和6年3月	○こどもの生活（ヤングケアラー）についてのアンケートの実施 ・市内小・中学校の小5・中2担任・副担任教諭および養護教諭
令和6年3月22日	○第15回唐津市子ども・子育て会議 ・「こどもの生活アンケート」および「ニーズ調査」実施内容について ・「唐津市子ども・子育て支援事業計画」次期（第三期）計画策定へ向けたスケジュールについて
令和6年6月27日	○第16回唐津市子ども・子育て会議 ・各種調査結果報告について ・第三期計画策定にかかる現状と課題の把握 ・計画骨子案について ・今後のスケジュールについて
令和6年10月15日	○第17回唐津市子ども・子育て会議 ・「第三期子ども・子育て支援事業計画」における提供区域設定について ・「第三期子ども・子育て支援事業計画」における量の見込み（案）について ・子ども・子育て支援事業計画（素案）第1章・第2章 ・こどもの意見聴取について
令和6年12月20日	○第18回唐津市子ども・子育て会議 ・第三期子ども子育て支援事業計画素案について ・こどもの意見聴取の実施内容等について
令和6年12月26日	○唐津市こども・若者ヒアリング～からっつ子 VOICE～の実施 ・市内在住の高校生によるグルーptーク
令和7年1月6日 ～1月31日	○パブリックコメントの実施 ・第三期子ども・子育て支援事業計画素案
令和7年2月21日	○第19回唐津市子ども・子育て会議 ・第三期子ども・子育て支援事業計画について ・パブリックコメントの結果について ・第三期子ども・子育て支援事業計画の承認について

唐津市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 24 日

条例第 38 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、唐津市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(令 5 条例 25・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 72 条第 1 項各号に規定する事務を処理する。

(令 5 条例 25・一部改正)

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者

(2) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 唐津市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第47号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(令和5年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

唐津市子ども・子育て会議 委員名簿

(任期：令和6年11月1日から2年間)

	区分	団体等	団体名称	(団体役職)	委員名
1	子どもの保護者	保育所	保育所保護者会 (なごや保育園 保護者会)	会長	大久保 知子
2		幼稚園	幼稚園保護者会 (昭和幼稚園・なかよし保育園)	会長	小宮 弘武
3		小中学校	唐津地区PTA連合会	会長	本吉 佳子
4	事業従事者	保育所	唐津市保育会 (なごや保育園)	会長 (園長)	齊藤 隆沙
5		幼稚園	佐賀県 私立幼稚園連合会 唐津支部 (昭和幼稚園・なかよし保育園)	支部長 (園長)	中村 恭子
6		認可外 保育施設	あかみず保育園	事務局	谷口 直哉
7		放課後 児童クラブ	唐津市社会福祉協議会 放課後児童クラブ	支援員	鈴木 恭子
8		子育て支援 事業者	NPO法人唐津市子育て支援 情報センター	センター長	山口 ひろみ
9	学識 経験者	大学 関係者	西九州大学 子ども学部	准教授	新井 馨
10		小中学校	唐津地区小中学校 校長会 (唐津市立湊小学校)	校長	浦元 奈美
11	市長が 適当と 認める者	地域 関係者	唐津市 民生・児童委員連絡協議会	唐津市主任 児童委員部会 部会長	岸本 辰也
12		企業 関係者	唐津商工会議所 (唐津信用金庫)	主任	保利 未来
13		母子保健 関係者	佐賀県 母子保健推進協議会唐津支部	支部長	石田 恵子

第三期 唐津市 子ども・子育て支援事業計画

(令和 7 年度～令和 11 年度)

発行年月：令和 7 年 3 月

発 行：唐津市保健福祉部こども家庭課

〒847-8511 佐賀県唐津市西城内 1 番 1 号

電 話：0955-72-9151